様式第７号（別添様式３）（第１面）（H29.4）

３ 賃金規定等改定コース

①	増額改定前の賃金規定等作成日	平成　　年　　月　　日	②	賃金規定等増額改定日	平成　　年　　月　　日
③	増額改定した賃金規定等は全ての有期契約労働者等に適用されるかどうか	全て ・ 一部	④	増額改定した賃金規定等に属する全ての有期契約労働者等に適用し、昇給させたかどうか	させた ・ させていない
⑤	増額改定した賃金規定等に属する全ての有期契約労働者等に６か月分の賃金を支給した日 （第２面の「支給申請期間」をご参照ください。）	平成　　年　　月　　日	⑥	対象労働者が、賃金規定等の増額改定を行った事業所の事業主または取締役の３親等以内の親族（配偶者、３親等以内の血族及び姻族をいう。）に含まれるかどうか （含まれる場合は、⑫欄「３親等以内親族」項目にて該当する労働者に「○」を記入してください。）	含まれない ・ 含まれる
⑦	増額改定が職務評価を経て行われたかどうか （職務評価を経て）行われた場合、 職務評価完了日	（職務評価を経て） 行われた ・ いない （平成　　年　月　日）	⑧	支給申請日において当該賃金規定等を継続して運用しているかどうか	している ・ していない
⑨	生産性要件に係る支給申請であるか	はい ・ いいえ	⑩	（中小企業事業主のみ） 賃金規定等を３％以上増額改定しているかどうか	している ・ していない

⑪ 支給申請額

□ 中小企業 □ 大企業	主たる事業		同年度中における賃金規定等改定の支給申請の有無	□ 有 □ 無

＜賃金規定等を２％以上増額改定した場合＞

※⑨欄で「はい」と選択した場合は、「生産性要件に係る支給申請の場合」の支給単価を支給申請額に記入してください。

対象労働者数

対象労働者数		支給単価		支給申請額（A）
対象労働者が11人以上の場合のみ記入してくださ	人 ×	（全て） □中小企業 1人～ 3人：95,000円 4人～ 6人：19万円 7人～10人：28万5,000円 11人～ ：28,500円（1人当たり） □大企業 1人～ 3人：71,250円 4人～ 6人：14万2,500円 7人～10人：19万円 11人～ ：19,000円（1人当たり）	（一部） □中小企業 1人～ 3人：47,500円 4人～ 6人：95,000円 7人～10人：14万2,500円 11人～ ：14,250円（1人当たり） □大企業 1人～ 3人：33,250円 4人～ 6人：71,250円 7人～10人：95,000円 11人～ ：9,500円（1人当たり）	＝ 対象労働者が1人～10人の場合は支給単価の区分に応じた額 円

※ 生産性要件に係る支給申請の場合

（全て）	（一部）
□中小企業	□中小企業
1人～ 3人：12万円	1人～ 3人：60,000円
4人～ 6人：24万円	4人～ 6人：12万円
7人～10人：36万円	7人～10人：18万円
11人～ ：36,000円（1人当たり）	11人～ ：18,000円（1人当たり）
□大企業	□大企業
1人～ 3人：90,000円	1人～ 3人：42,000円
4人～ 6人：18万円	4人～ 6人：90,000円
7人～10人：24万円	7人～10人：12万円
11人～ ：24,000円（1人当たり）	11人～ ：12,000円（1人当たり）

＜中小企業事業主が賃金規定等を３％以上増額改定した場合の加算額＞

（上記⑩欄を「している。」と記入した場合のみ記入）

対象労働者数		支給単価	支給申請額（B）
	人 ×	（全て）14,250円 （一部） 7,600円 ※ 生産性要件に係る支給申請の場合 （全て）18,000円 （一部） 9,600円	＝ 円

＜職務評価を経た場合の加算額＞

支給単価	支給申請額（C）
□中小企業19万円 □大企業14万2,500円 ※ 生産性要件に係る支給申請の場合 □中小企業24万円 □大企業 18万円	円

支給申請額合計　（A）＋（B）＋（C）＝　　円

⑫ 対象労働者	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	増額改定前基本給	増額改定後基本給	昇給率	３親等以内親族
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						

様式第７号（別添様式３）（第２面）

支給申請期間

賃金規定等の増額改定を行った場合、対象労働者に対する賃金規定等の増額改定後６か月分の賃金（時間外手当を含む。）を支給した日（※）の翌日から起算して２か月以内に申請してください。
（※）就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、６か月分の時間外手当が支給される日を賃金を支給した日とする（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含みます。）。

記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

1　①欄は賃金規定等の増額改定を行う前の賃金規定等を作成した日（新たに賃金規定等を整備する場合は、整備した日）を記入してください。

2　②欄は賃金規定等の増額改定を行った日（新たに賃金規定等を整備する場合は、整備した日）を記入してください。

3　③、④欄は賃金規定等の内容について記入してください。

4　⑩欄は（中小企業事業主のみ）賃金規定等を３％以上増額改定しているかどうかについて記入してください。

5　⑪欄は、支給申請額およびそれに関係する事項等について記入してください。

6　用紙が不足する場合は、様式第７号（別添様式３）（継紙）に記載し、本紙に添付してください。

添付書類

賃金規定等改定の支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第７号）および本様式（別添様式３）に、次の書類（原本または写し）を添付してください。

1　共通

イ 管轄労働局長の確認を受けたキャリアアップ計画書

ロ 賃金規定等が規定されている労働協約又は就業規則

ハ 増額改定前及び増額改定後の賃金規定等（新たに賃金規定等を整備する場合は、増額改定前の賃金規定等は除く。）

ニ 対象労働者の賃金規定等の増額改定前および増額改定後の雇用契約書または労働条件通知書等（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。）

ホ 対象労働者の賃金台帳または船員法第58条の２に定める報酬支払簿（賃金規定等の増額改定前の３か月分および増額改定後の６か月分（賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日の前日から３か月前の日までの賃金および賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日から６か月経過する日までの賃金に係る分））

ヘ 対象労働者の出勤簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類（対象労働者について、賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日の前日から過去３か月分および賃金規定等の増額改定後の賃金の算定となる初日から６か月分）

ト 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類
　a　企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当する場合
　　登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類等
　b　企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合
　　事業所確認表（様式第８号）

なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業（飲食業を含む）	資本額又は出資額が5,000万円以下、または常時雇用する労働者の数が50人以下			
サービス業	〃	5,000万円以下、または	〃	100人以下
卸売業	〃	1億円以下、または	〃	100人以下
その他	〃	3億円以下、または	〃	300人以下

2　賃金規定等改定が職務評価を経て行われた場合は、次の書類（原本または写し）も併せて添付してください。

イ 職務評価を実施したことが分かる書類

(ｲ) 単純比較法により職務評価を実施した場合
　(a) 職務説明書（職務記述書）
　(b) 単純比較法による職務評価の結果が確認できる書類
　（例）職務比較表、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等

(ﾛ) 分類法により職務評価を実施した場合
　(a) 職務説明書（職務記述書）
　(b) 分類法による職務評価の結果が確認できる書類
　（例）職務レベル定義書、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等

(ﾊ) 要素比較法により職務評価を実施した場合
　(a) 要素比較法による職務評価の結果が確認できる書類
　（例）職務評価に用いた評価表、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等

(ﾆ) 要素別点数法により職務評価を実施した場合
　(a) 要素別点数法による職務評価の結果が確認できる書類
　（例）職務（役割）評価表、対象労働者の評価結果を記載した一覧表等

ロ 職務評価結果を踏まえ賃金規定等を増額改定したことが分かる書類
　（例）職務評価の結果と改定後の賃金規定等の等級（ランク）との対応関係が分かる資料等

3　生産性要件に係る支給申請である場合は、次の書類も併せて添付してください。
生産性要件算定シート（共通要領　様式第２号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）

申請にあたっての留意点

助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧いただき、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

様式第７号（別添様式３）（継紙）

⑫	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	増額改定前基本給	増額改定後基本給	昇給率	３親等以内親族
対象労働者	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						